

令和5年度 赤磐市森林経営管理支援業務 特記仕様書

- 1 実施区域 赤磐市全域
2 期 間 契約締結日～令和6年3月22日
3 区域面積
(参考)

区域	森林面積(ha)	人工林(ha)	人工林抽出 区域 (ha)	備考
旧山陽町	1,350	169	169	
旧赤坂町	2,522	385	358	
旧熊山町	2,504	54	54	
旧吉井町	6,152	1,403	1,297	第1～11林班は、過年度に実施済み
赤磐市全域	12,528	2,011	1,878	

4 業務内容

赤磐市森林経営管理制度取組方針に基づき実施する。

(1) 航空写真による人工林の抽出 (人工林 : 1,878ha)

①現地確認

航空写真による森林の判読を行ううえで、必要となる地域概況(地形、標高、地質等の植物の生育環境因子)を把握するため、各区域を踏査する。また、航空写真と実際の人工林の位置を見比べ、航空写真における人工林の林相を確認する。

②航空写真判読

発注者が提供する航空写真(赤磐市が冬季に空撮)を用いて、経営管理権集積計画の対象となる森林を抽出し、GIS上に図化する。なお、施業の有無については、森林簿の施業履歴等に基づき判別するものとする。

(2) 経営管理権集積計画案の作成 (6名)

①集積計画対象森林の整理

経営管理権集積計画の対象森林及び土地所有者情報(氏名、所在地、連絡先)を整理する。なお、戸籍謄本等の権利関係に関する情報は、発注者提供資料に基づくものとする。

②集積計画案の作成

経営管理権集積計画(案)の策定に当たっては、以下の事項をとりまとめるものとする。なお、計画案の様式及び記載内容は「赤磐市森林経営管理計画等支援業務 報告書」(令和5年3月)に準じるものとする。

- ア 市町村が経営管理権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
- イ 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- ウ 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
- エ 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- オ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- カ 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
- キ 存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
- ク その他農林水産省令で定める事項

(3) 森林所有者及び関係権利者の同意取得 (6名)

経営管理権集積計画(案)の内容について、森林所有者及び関係権利者の同意を取得する。
また、森林所有者及び関係権利者から意見が出された場合は、計画変更等の対応を検討する。

(4) 同意保留者への対応 (11名)

同意の意向を示している森林所有者のうち、相続登記未了の方には相続手続きを促す通知を行う。

5 打合せ

打合せ協議を着手時、中間時及び成果品納入時の計3回行うものとする。

6 報告書類

業務完了後、次の書類を提出すること。

- (1) 完了届(1部)
- (2) 請求書(1部) ※発注者の完了検査、成果物の引き渡しが完了したとき
- (3) 調査結果データ(1式) ※データはCD-R等記録媒体で保存し提出すること。
 - ア 地積図等に集積計画の対象森林を図化した位置図(shapeファイル)
 - イ 経営管理権集積計画(案)(森林所有者、森林所有者以外の権利者)
 - ウ 確認書
- (4) その他参考資料等

7 その他

この特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と協議すること。